

令和7年度アクセラレーションプログラム (顧客獲得実践支援事業) 準備支援フェーズ 募集要項

申請受付期間			
令和7年6月26日(木) ～ 令和7年7月16日(水)			
申請方法			
申請にあたって下記申込フォームの入力を完了させてください (本募集要項P11「3. 申請要件」をご確認のうえ、お申込みください) ◆申込フォーム https://forms.gle/itASxGz7Q4ckof2w7 ※お申込みにはGoogleアカウントが必要となります。			
問い合わせ先			
担 当	公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 創業支援課 アクセラレーションプログラム事務局		
住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル低層棟3階		
事業HP	https://startup-station.jp/acceleration-program/		
T E L	03-5220-2000	E-mail	acceleration- program@tokyo-kosha.or.jp

目次

1	事業目的	3
2	事業内容	3
3	申請要件	11
4	申請方法(準備支援フェーズ)	14
5	支援事業者の決定	15
6	注意事項	16
7	申請に際して提出された情報の取扱いについて	18
	【支援対象外業種一覧】	19

1 事業目的

アクセラレーションプログラム（以下、「本事業」という。）は、創業初期の起業家に対し、創業後の事業加速に向けた事業計画（主に販売計画）の策定や実践、また顧客ニーズの検証等を行う機会を提供し、事業の精度を高めるとともに、その実行に要する経費の助成等を支援します。本事業の活用により、販路開拓等の経営課題の解決を図り、顧客獲得につなげることを目的としています。

2 事業内容

本事業では、「準備支援フェーズ」、「実践支援フェーズ」、「ハンズオン支援フェーズ」の3つのフェーズを設け、経営の中でも特に販路開拓等に向けた段階的な支援を実施します。

各支援フェーズの利用にあたっては、別途、申請が必要となり、それぞれの支援フェーズ毎に審査を行います。「実践支援フェーズ」、または「ハンズオン支援フェーズ」のみの申請はできませんので、ご注意ください。

また本事業においては、ハンズオン支援フェーズの審査通過者に対して、助成金支援を実施します。助成金申請は、「ハンズオン支援フェーズ」の申請書を基に審査を実施します。（助成金申請は任意となります。）

各フェーズの目的は以下となります。

- ・ 準備支援フェーズ：販売計画等の事業計画の策定・改善手法を学ぶ
- ・ 実践支援フェーズ：販売計画等の事業計画を策定・改善し実践する
- ・ ハンズオン支援フェーズ：事業計画を実行・検証し顧客獲得につなげる

(1) 事業スキーム

事業の流れ	支援内容	支援対象
申請・審査		
準備支援フェーズ 【販売計画等の事業計画の策定・改善手法を学ぶ】	・ キックオフセミナー① ⇒ 経営相談、交流会同時開催 ・ キックオフセミナー② ・ 販路開拓セミナー（動画配信）	・ プランコンサルティング終了者 ・ 創業助成金で額の確定を受けた者 ・ 東京シニアグランプリファイナリスト ・ P11 3申請要件（1）-（エ）の入居経験者
申請・審査		
実践支援フェーズ 40社 【販売計画等の事業計画の策定・改善をし実践する】	・ 経営相談（計画の策定・改善・実践） ・ 実践ワークショップ ・ 交流会 ・ 専門家派遣（顧客ニーズ収集）等	・ 準備支援フェーズの支援対象者のうち実践支援フェーズ審査通過者
申請・審査		
ハンズオン支援フェーズ 15社 【事業計画を実行・検証する】 ハンズオン支援フェーズ 【助成金支援】※任意	・ 経営相談（計画の実行・検証） ・ 専門家派遣（顧客ニーズ収集） ・ 販路開拓手法セミナー ・ 費用助成（計画実行の費用の一部）等	・ 実践支援フェーズの支援対象者のうちハンズオン支援（助成金）審査通過者

※ 本申込は「準備支援フェーズ」の申請となります。

※ 「実践支援フェーズ」、「ハンズオン支援フェーズ」の利用にあたっては、別途、申請いただき、審査に採択される必要があります。

※ スケジュールの詳細は P10「(3) スケジュール」をご確認ください。

(2) 各支援フェーズの内容

① 準備支援フェーズ

項目	詳細
概 要	・販売計画等の事業計画の策定手法や仮説検証に関するセミナー、交流会、販路開拓セミナー（動画）等を通じて、販路開拓等に向けた経営面に係る知識習得等の支援を実施 ※準備支援フェーズにおいては、セミナーや交流会への参加は任意です。セミナーや交流会への参加の有無が、次の実践支援フェーズの審査に影響することはありません。ただし、実践支援フェーズへの申請には、販路開拓セミナーの動画を一本以上視聴することが必要となります。
主な申請要件	令和7年7月16日（準備支援フェーズ申込締切日）時点で下記の（１）～（３）等の全ての要件を満たしている方 （１）創業後10年未満の都内中小企業者等 （２）令和7年5月31日までに下記①～④いずれかに該当している方 ①プランコンサルティング終了者 ②創業助成事業で助成対象期間が終了し、額の確定通知を受けた方 ③東京シニアビジネスグランプリのファイナリストの方 ④白鬚西 R&D センター、インキュベーションオフィス・TAMA、東京コンテンツインキュベーションセンター（TCIC）、青山スタートアップアクセラレーションセンター（ASAC）いずれかの入居経験者 （３）個人事業主・法人の登記上の代表者として、経営経験が通算10年未満の方（海外の経営経験も含む） ※詳細は、P11「3 申請要件」を必ずご確認ください。
申請期間	令和7年6月26日(木)から令和7年7月16日(水)まで
支援期間	令和7年7月29日(火)から令和7年8月22日(金)まで
実施場所	TOKYO 創業ステーション Advance Port (東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命ビル低層棟3階)
費 用	無料
【支援内容】 キックオフ セミナー① (任意)	〈概要〉 創業後の販売計画等の事業計画の策定・改善手法をテーマにセミナーを実施します。 また、アクセラレーションプログラム全体の概要をご説明します。セミナー終了後に会場に参加されている参加者同士で経営座談会・交流会を行います。 〈開催日〉 令和7年7月29日（火）13:30～16:30 〈定員〉 会場 50名程度／オンライン 上限なし ※会場または、オンライン選択が可能です。会場の申込は先着順になります。 〈注意事項〉 ・詳細は、準備支援フェーズの審査を通過した企業にお知らせします。 ・セミナーのテーマは、変更となる場合があります。 ・経営座談会・交流会は会場でご参加いただいた方のみが参加可能です。

キックオフ セミナー② (任意)	〈概要〉 実践支援フェーズにて実施するワークショップ【仮説検証】をテーマにセミナーを実施します。また、<u>準備支援フェーズ後の実践支援フェーズの概要について説明します。</u> 〈開催日〉 令和7年7月31日(木) 15:00～17:00 〈定員〉 会場 50名程度／オンライン 上限なし ※会場または、オンライン選択が可能です。会場の申込は先着順になります。 〈注意事項〉 ・詳細は、準備支援フェーズの審査を通過した企業にお知らせします。 ・セミナーのテーマは変更となる場合があります。
販路開拓 セミナー (必須)	〈概要〉 販路開拓に役立つセミナーをオンデマンドで配信します。<u>実践支援フェーズへのお申込みに は、販路開拓セミナーの動画を一本以上視聴することが必要となります。</u> (販路開拓の手法に関するセミナーテーマを複数ご用意します) ※視聴用の URL は準備支援フェーズの審査を通過した企業にお知らせします。 ※動画の視聴は、アンケートの回答等をもって確認します。 〈配信期間(予定)〉 令和7年7月29日(火)～令和7年8月29日(金)

② 実践支援フェーズ(予定)

項目	詳細
概 要	経営相談やワークショップ、専門家派遣、ニーズ検証等を通じて、販売計画等の事業計画の策定・改善・実践に向けた支援を実施します。 ※実践支援フェーズの募集要項は、準備支援フェーズ対象決定後にお知らせします。 <u>※実践支援フェーズでは、原則、「経営相談」「実践ワークショップ①」への参加が必要となります。</u> <u>※参加回数が著しく少ない場合は、ハンズオン支援フェーズの審査に影響する場合があります。</u>
主な申請要件	・ 準備支援フェーズに申請し、支援対象となっていること ・ 準備支援フェーズの販路開拓セミナーを、1 本以上視聴していること ※詳細は、P11「3 申請要件」を必ずご確認ください。 ※その他、必要書類等の詳細は、準備支援フェーズの審査を通過した企業にお知らせします。
申請期間	令和 7 年 8 月 8 日(金)から令和 7 年 8 月 2 7 日(水)まで
支援期間	令和 7 年 1 0 月 2 日(木)から令和 8 年 1 月 3 0 日(金)まで
支援規模	40 件
費 用	無料
【支援内容】 経営相談 (必須)	〈概要〉 プランコンサルタントが各社に担当として付き、販路開拓に向けた事業計画の策定・改善・実践について助言を行います。 〈相談日程〉 令和 7 年 1 0 月 2 日 (木) ～令和 8 年 1 月 3 0 日 (金) 〈相談回数〉 上限 6 回 (1 回最大 2 時間) ※ 1 回以上相談を受ける必要がございます。 ※相談方法等については実践支援フェーズの審査を通過した企業にお知らせします。
実践ワーク ショップ① (交流会) (必須)	〈概要〉 顧客ニーズ検証や販路開拓手法の概要等、仮説検証のワークショップ (全 4 回) を、マーケティングの専門家が実施します。宿題として、顧客ニーズの検証にも取り組んでいただきます。※交流会予定 (第 1 回ワークショップ終了後) 〈テーマ〉 ・ 販路開拓に向けた仮説検証ワークショップ：仮説検証の手法を学び実践する
実践ワーク ショップ② (任意)	〈概要〉 実際のマーケティング手法をワークショップ形式で学びます。 〈テーマ (予定)〉 ※テーマは変更になる場合がございます。 ・ 販路開拓に向けた WEB 広告手法 ・ マーケティングにおけるデザイン活用 等
ニーズ検証 (任意)	〈概要〉 実際に顧客インタビューを行い自社製品、サービスのニーズを検証、自社製品のブラッシュアップと今後の展開に活かす調査の実施を支援します。 〈注意事項〉 利用回数には、上限があります。
専門家派遣 (任意)	〈概要〉 専門家派遣による、経営相談、販路開拓手法等の情報を提供します。 〈注意事項〉 利用回数には、上限があります。

③ - (1) ハンズオン支援フェーズ【ハンズオン支援】(予定)

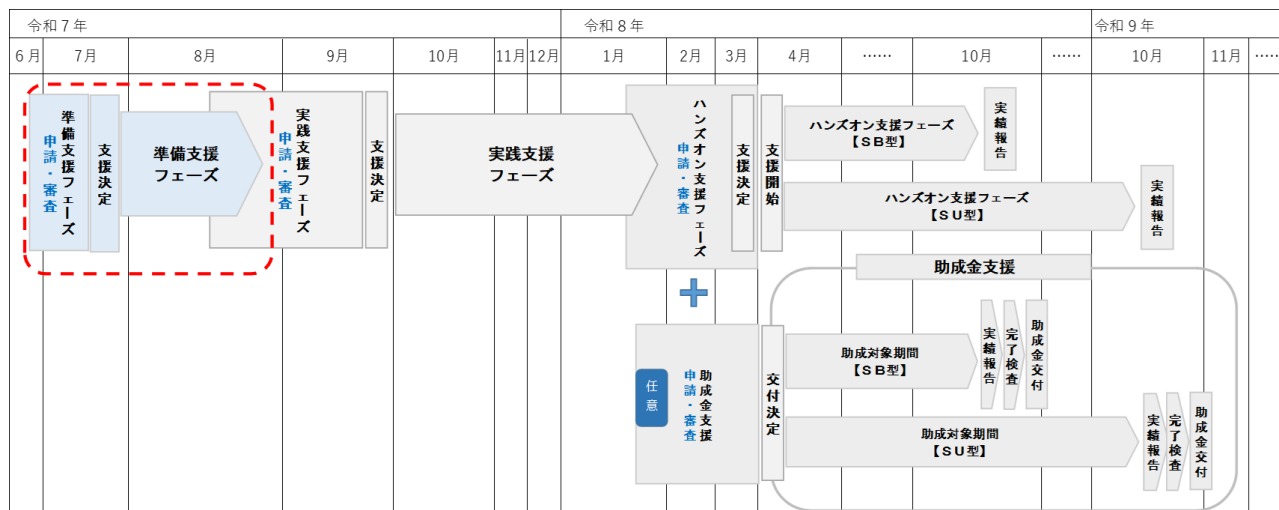
項目	詳細	
概 要	経営相談や専門家派遣、マーケティング相談、セミナー等を通じて、販売計画等の事業計画の改善・検証・実行を支援します。また、必要に応じて、販路開拓等に要する費用の一部を助成いたします。 ※ハンズオン支援フェーズでは、支援対象事業者の事業計画に合わせて、スモールビジネス型（以下、「SB 型」という。）とスタートアップ型（以下、「SU 型」という。）の 2 つのタイプの支援を実施します。募集要項は、実践支援フェーズ支援対象決定後にお知らせします。	
主な申請要件	実践支援フェーズに申請し、支援対象となっていること ※詳細は、P11「3 申請要件」を必ずご確認ください。	
申請期間	令和 8 年 1 月 1 3 日(火)から令和 8 年 2 月 1 3 日(金)まで ※ハンズオンフェーズ申請時に、SB 型と SU 型を併願申請できます。重複して支援を受けることはできないため、SB 型と SU 型両方に採択された場合は、どちらか一方をお選びください。 ※SB 型及び SU 型で、支援期間や助成金の上限額等が異なります。自社の事業計画に適した方を選択してください。	
費 用	無料	
区 分	SB 型（スモールビジネス型）	SU 型（スタートアップ型）
定 義	既存の市場において、長期的な視点で着実な成長を目指す事業計画を有する創業初期の起業家への支援	革新的なアイデアによって新規市場を形成し、短期的な急成長を目指す事業計画を有する創業初期の起業家への支援
支援期間	令和 8 年 4 月 1 0 日(金)から 令和 8 年 1 0 月 9 日（金）まで	令和 8 年 4 月 1 0 日(金)から 令和 9 年 1 0 月 9 日（土）まで
支援規模	1 0 件	5 件
【支援内容】	〈概要〉 販路開拓に向けたビジネスプラン、事業計画等に基づき、ハンズオン支援フェーズでの取組について、プランコンサルタントが検証・改善の助言を行います。	
経営相談 (必須)	〈相談回数〉 ・ SB 型 上限 1 2 回（1 回最大 2 時間） ・ SU 型 上限 3 6 回（1 回最大 2 時間） ※SB は 3 回以上、SU は 6 回以上相談を受ける必要がございます。	
専門家派遣 (任意)	〈概要〉 専門家派遣による、経営相談、販路開拓手法等の情報を提供します。 〈注意事項〉 ・ 利用回数には、上限があります。	
ニーズ検証 (任意)	〈概要〉 実際に顧客インタビューを行い自社製品、サービスのニーズを検証、自社製品のブラッシュアップと今後の展開に活かす調査の実施を支援します。 〈注意事項〉 利用回数には、上限があります。	
セミナー (必須)	〈概要〉 販路開拓の手法に関するセミナーを開催します。	
助成金支援 (任意)	〈概要〉 任意で申請可能。詳細は P8「③ - (2) ハンズオン支援フェーズ【費用助成】」をご確認ください	

③ - (2) ハンズオン支援フェーズ【費用助成】(予定)

項目	詳細	
概 要	プランコンサルタントと共に設定した、販路開拓に向けた計画の実行に関する取組費用の一部を助成します（任意申請）。なお、ハンズオン支援フェーズの支援事業者に対する助成金のため、ハンズオン支援を受けず、助成金のみを申請することはできません。 〈注意事項〉 ・助成金の審査はハンズオン支援フェーズの申請書を基に実施します。 ・助成金の募集要項、申請書（ハンズオン支援フェーズ申請書と同じ）は、申請開始前に実践支援フェーズの対象者にお渡しします。 ・助成金は後払いであり、公社が適当と認めた経費についてのみ助成します。 ・創業助成事業の交付決定を受けた方でも、申請できます。ただし、同一の経費で助成を受けることはできません。	
主な申請要件	実践支援フェーズの支援対象となっていること	
区分	SB 型（スモールビジネス型）	SU 型（スタートアップ型）
助成金額	3 0 0 万円	1 5 0 0 万円
助成対象期間	令和 8 年 4 月 1 0 日（金）～最長 6 か月（予定）	令和 8 年 4 月 1 0 日（金）～最長 1 8 か月（予定）
助成率	助成対象と認められる経費の 1 / 2 以内	
申請期間	令和 8 年 1 月 1 3 日（火）から令和 8 年 2 月 1 3 日（金）まで	
交付決定日	令和 8 年 4 月 1 0 日（金）（予定）	
期の設定	助成事業の進展具合によって助成対象期間を区切り、「期」を設けることができます。期が設定された場合には、期ごとに完了検査を行い、都度助成金を交付します。 期は 6 か月以上の期間として、事業期間を通じて 3 期を上限とします。	
助成対象経費 （直接人件費は上限あり）	仮説検証費	顧客ニーズの仮説検証及び販路開拓のために行う調査分析について、これを生業とする業者に依頼する費用
	設備等導入費	顧客ニーズの仮説検証及び販路開拓のために行う調査分析、並びに、調査結果に基づく製品・サービス改良に当たり必要な設備・備品・ソフトウェアを購入・リース・レンタルする費用
	テストマーケティング費	テストマーケティング（製品・サービスの試験販売及び貸与）のために、会場（店舗家賃は除く）及び備品をレンタルする費用、並びに自社から会場間の備品輸送に係る経費
	委託外注費	顧客ニーズの仮説検証及び販路開拓のために行う調査に必要なプロトタイプの製作や調査結果に基づく製品・サービス改良に当たり、自社内で直接実施不可能な業務を外部の事業者等に依頼する経費
	原材料・副資材費	顧客ニーズの仮説検証及び販路開拓のために行う調査に必要なプロトタイプの製作や調査結果に基づく製品・サービス改良に当たり、直接使用し消費する、原料・材料・副資材等を購入する経費
	展示会等参加費	展示会等参加に要する以下の経費 (1) 出展小間料 展示会・見本市に係る出展小間料（オンライン展示会も含む） (2) 資材費 小間内の装飾費、出展に必要な資材費（ポスター・パネル作成）、備品・機器等のリース代、会場での光熱水費 (3) 輸送費 展示品や展示用資材、配布するパンフレット等の運搬委託費

	広告費	(1) 広告物の製作に要する経費（パンフレット、PR 映像、WEB ページ等） (2) 広告の掲載に要する経費（新聞・雑誌・WEB 等）
	EC サイト出店初期登録料	申請者名義で自ら運営者と契約し、出店する場合の初期登録料
	直接人件費	本助成事業の実施に直接従事した主な社員・役員およびパート・アルバイトの人件費 (SB 型：上限 100 万円、SU 型：上限 600 万円)

(3)スケジュール(予定)



① 準備支援フェーズ

- ア 申請期間：令和7年6月26日（木）から令和7年7月16日（水）まで
- イ 支援決定：令和7年7月下旬
- ウ 支援期間：令和7年7月29日（火）から令和7年8月22日（金）まで

② 実践支援フェーズ

- ア 申請期間：令和7年8月8日（金）から令和7年8月27日（水）まで
- イ 支援決定：令和7年9月下旬
- ウ 支援期間：令和7年10月2日（木）から令和8年1月30日（金）まで

③ - (1) ハンズオン支援フェーズ【ハンズオン支援】

- ア 申請期間：令和8年1月13日（火）から令和8年2月13日（金）まで
- イ 支援決定：令和8年3月下旬
- ウ 支援期間：【SB型】令和8年4月10日（金）から令和8年10月9日（金）まで
【SU型】令和8年4月10日（金）から令和9年10月9日（土）まで

③ - (2) ハンズオン支援フェーズ【費用助成】 ※任意、③ - (1)と同時に申請

- ア 申請期間：令和8年1月13日（火）から令和8年2月13日（金）まで
- イ 交付決定：令和8年4月10日（金）
- ウ 助成対象期間：【SB型】令和8年4月10日（金）～最長6か月
【SU型】令和8年4月10日（金）～最長18か月

3 申請要件

申請にあたっては令和7年7月16日（準備支援フェーズ申込締切日）時点で次の（1）～（5）の全ての要件を満たす必要があります。また、支援対象期間が終了するときまで、原則、申請要件を満たしている必要があります。

※R6年度アクセラレーションプログラム（顧客獲得実践支援事業）にご申請された方で、ハンズオン支援フェーズの支援を受けられてない法人・個人の方は、要件を満たす場合、本年度も申請できます（実践支援フェーズの支援対象になることを保証するものではありません）。

（1）令和7年5月31日までに以下のいずれかに該当する法人または個人であること

（ア）プランコンサルタント終了証の発行を受けていること

※終了証の発行日は令和7年5月31日以前であること

※プランコンサルティング初回の相談日時点において、開業（法人登記）から5年未満であったこと

※プランコンサルタントの終了者が、登記簿謄本上に記載の役員に就任している法人または個人事業主等の中小企業者等であること

【実施・運営機関】 公社創業支援課（TOKYO 創業ステーション）

公社多摩創業支援課（TOKYO 創業ステーション TAMA）

（イ）創業助成事業で助成対象期間が終了し、額の確定通知を受けた者

※確定通知書の発行日が令和7年5月31日以前であること

【実施・運営機関】 公社創業支援課（TOKYO 創業ステーション）

（ウ）東京シニアグランプリのファイナリスト

【実施・運営機関】 公社創業支援課（TOKYO 創業ステーション）

（エ）白鬚西 R&D センター

【実施・運営機関】 公社創業支援課（TOKYO 創業ステーション）

インキュベーションオフィス・TAMA

【実施・運営機関】 公社多摩支社

東京コンテンツインキュベーションセンター（TCIC）

【実施・運営機関】 東京都

青山スタートアップアクセラレーションセンター（ASAC）

【実施・運営機関】 東京都

上記4つの内、いずれかの入居経験者

※令和7年5月31日以前の入居であること

(2) 以下のいずれかに該当する法人または個人であること

ア 令和7年7月16日時点で法人登記を行ってから10年未満の法人

本店（士業法人の方は主たる事務所）の所在地が都内に登記されており、都内で実質的に事業を行っている本店（士業法人の方は主たる事務所）が実在していること。

イ 令和7年7月16日時点で税務署へ開業の届出を行ってから10年未満の個人事業主の方

納税地と主たる事業所等が都内に実在しており、都内の主たる事業所等において実質的に事業が行われていること。

(3) 次のア～ウのいずれかに該当するもの。

ア 中小企業者（会社法に規定される会社または士業法人、個人事業主）

以下に該当する事業者で、大企業(※1)が実施的に経営に参画(※2)していない者

業種	資本金及び従業員
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（下記以外）	3億円以下 又は 300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く）	3億円以下 又は 900人以下
卸売業	1億円以下 又は 100人以下
小売業	5,000万円以下 又は 50人以下
サービス業（下記以外）	5,000万円以下 又は 100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下 又は 300人以下
旅館業	5,000万円以下 又は 200人以下

※1 「大企業」とは、前記中小企業者に該当する以外の者で、事業を営む者。

ただし、次に該当する者は除く。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

※2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で、発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を、所有又は出資している。
- ・ 大企業が複数で、発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を、所有又は出資している。
- ・ 役員総数の2分の1以上を、大企業の役員又は職員が兼務している。
- ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる。

(4) 支援対象外業種一覧（P.19）に該当しないこと

(5) 次のア～サの全てに該当するもの

ア 個人事業主・法人の登記上の代表者として、経営経験*が通算10年未満の方（海外での経営経験も含む）

イ テストマーケティング等の顧客ニーズの検証を実施できる、製品・サービス、又は、その

プロトタイプを有していること

ウ 各支援フェーズの支援内容で「必須」の記載があるプログラムは、原則、全て受けられる体制と意欲を持っていること

エ 同一の役員が就任する複数の法人、または同一の個人による複数の申請でないこと

オ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと

カ 本事業の支援事例の取材や企業名・代表者名・申請事業概要の公開に協力できること

キ 事業税等を滞納（分納）していないこと

ク 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと

ケ 申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと

コ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、本事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと

サ 本事業の実施にあたっては、必要な許認可を取得し関係法令を遵守していること

シ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断される事業者または事業ではないこと

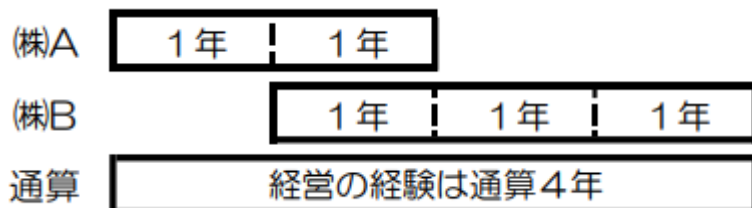
ス その他、公的支援先として適切でないと判断されないこと

※経営経験とは

個人事業主・法人の登記上の代表者として事業を実施することを指します（申請した法人とは別の法人で代表者を務めていた場合も含みます）。

経営経験の期間を算出する際には、下記の点にご注意ください。

- ・業種や事業の形態を問わず、個人事業主（個人事業の開業・廃業等届出書提出後）の期間 + 法人の登記上の代表者期間で、経営経験の期間を算出してください。
- ・雇われ社長や子会社の社長として事業を実施した期間は、経営経験に含みます。
- ・フリーランス（個人事業の開業・廃業等届出書未届）として事業を実施した期間は、経営経験に含みません。
- ・休業である旨を記載した確定申告書を提出した個人事業主及び休業の異動届出書を税務署に提出した法人代表者については、当該休業期間は事業実施の期間からは除きます。
- ・複数の事業を行い、期間が重複している場合には、下記の方法で経営経験の期間を算出してください。



4 申請方法(準備支援フェーズ)

本申請は「準備支援フェーズ」へのお申込みとなります。次のフェーズである「実践支援フェーズ」「ハンズオン支援フェーズ」の利用にあたっては別途申請を行っていただき、審査に採択される必要がありますのでご注意ください。

(1) 申込方法

申込フォームより、必要事項をご入力ください。

審査結果は合否に関わらず、7月下旬にメールでお送りいたします。

申込フォーム URL : <https://forms.gle/H8UCjstcJwfc4CGR8>

※お申込みには Google アカウントが必要となります。



(2) 申込締切

令和7年7月16日(水)まで

(3) 必要書類

申込フォームの入力に加え以下の書類が必要となります。

※申込フォーム内で添付しご提出ください。

① プランコンサルティング終了者

⇒発行日が令和7年5月31日以前のプランコンサルティング終了証

② 創業助成事業で助成対象期間が終了し額の確定通知を受けた方

⇒発行日が令和7年5月31日以前の額の確定通知書

③ 東京シニアビジネスグランプリのファイナリストの方

⇒シニアビジネスグランプリファイナリストと分かる書類

例：通知文（「東京シニアビジネスグランプリ」に係る最終審査及びファイナリスト勉強会のご案内 等、ファイナルのパンフレット 等

④ 白鬚西 R&D センター、インキュベーションセンター・TAMA、東京コンテンツインキュベ

ーションセンター（TCIC）、青山スタートアップアクセラレーションセンター（ASAC）のいずれかの入居経験者

⇒賃貸契約書の写し

(4) 留意事項

① 申請フォームについては、申請後の加筆・修正等はありません。

② 必要に応じて、公社から追加資料の提出及び説明等を求めることがあります。

※ご提出いただく資料は、採択の可否に関わらず返却いたしません。

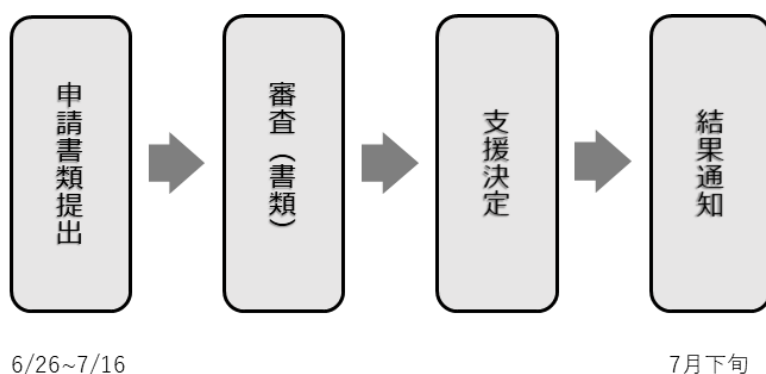
③ 申請に係る経費は申請者の負担となります。

④ 申請書は日本語でご入力ください。

5 支援事業者の決定

(1) 支援決定までの流れ

① 準備支援フェーズ



ア スケジュールは変更になる場合がございます。

イ 審査結果は、支援決定後にメールにてお知らせします。

ウ 審査は非公開で開催され、審査及びその結果に関する個別のお問い合わせにはお答え致しかねますことを予めご了承ください。

エ 実践支援フェーズ以降のスケジュールは、P10 をご確認ください。

(2) 各支援フェーズの審査基準

各支援フェーズの申請時に提出した申請書類に基づいて、審査を実施します。

■審査基準

フェーズ	審査項目
準備支援フェーズ	P11「3. 申請要件」の申請要件を満たしているか
実践支援フェーズ	① 支援の必要性 ・本事業の目的に合致しているか ・本事業への取組意欲を有しているか ② 事業計画の優秀性 ビジネスモデルが、競争優位性のある差別化要素（新規性）を有しているか ③ 市場性 対象市場の規模、特徴、ニーズ等の現状を認識しているか ④ 経営者の資質 経営者は、事業に活かせる経験やノウハウ、ネットワーク等を有しているか

ハンズオン支援 フェーズ	《形式審査》 別途必要書類の確認 ※必要書類は実践支援フェーズ支援対象決定後の募集要項に記載いたします。 《書類審査》 ① 支援の必要性 ・本事業への取組意欲を有しているか ・本事業の活用が事業成長につながるか ② 事業計画の優秀性 ・自社の強み・弱みとその補強方法が明確になっているか ・経営方針（経営理念やビジョン等）が明確になっているか ③ 市場性 ・自社の製品・サービスについて市場ニーズが見込まれるか ・新しい価値、市場の創造を期待できるか(SU型のみ) ④ 妥当性 ・販路開拓に係る必要な資金を調達できる見込みがあり、事業継続が可能な収支計画となっているか ・販路開拓に係る必要な資金は過大でないか ・営業計画は実現性があり、効果的なものとなっているか
助成金	・取り組み内容と申請経費の整合性 ・申請経費の価格の妥当性 ※助成金申請を併願される場合は別途必要書類がございます。 (実践支援フェーズ時に別途ご案内いたします。)

6 注意事項

(1) 支援の実施

- ① プランコンサルタントによる経営相談等を実施する本事業は、貴社の取組や意思決定に対する情報提供や助言等となります。業務の代行や経営判断は致しかねますのでご了承ください。
- ② 支援を受けて行う本事業の利用事業者が行う行為の一切について、公社はいかなる責任も負いかねます。自社の責任において、本事業の支援をご利用ください。
- ③ 各支援フェーズの支援内容で「必須」の記載があるものは、特段の事情がある場合を除き、原則、参加いただきます。
- ④ 支援は全て日本語で実施いたします。通訳等が必要な場合は、ご自身で準備いただきますようよろしくお願いいたします。

(2) 支援の変更または中止

- ① 申請内容を著しく変更する場合または中止する場合、変更・中止承認申請書を公社にご提出いただき、承認を受ける必要があります。
- ② 支援事業者の代表者等（名称・所在地・代表者名等）の変更をしたときは、変更届を速やかに公社にご提出いただく必要があります。

(3) 支援決定の取り消し

支援事業または支援事業者が次のいずれかに該当した場合、支援の全部もしくは一部を取消し、不正の内容、支援事業者及びこれに協力した関係者等の公表をする場合があります。

- ① 偽り、隠匿その他不正の手段により支援を受けたとき又は受けようとしたとき。
- ② 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- ③ 支援事業者が会社更生法に基づく手続き、民事再生法に基づく手続き又は破産法に基づく手続き若しくはこれに準ずる手続き等を開始したとき。
- ④ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。
- ⑤ 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的支援先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断したとき。
- ⑥ 支援事業が予定の期間内に完了することが困難であると認められるとき。
- ⑦ 公社が支援事業者として不適切と判断したとき。申請内容と異なる事実が認められたとき。

7 申請に際して提出された情報の取扱いについて

(1) 利用目的

提出された情報は当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のみに使用します。ただし、経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。アンケート調査等を辞退される方は、本事業担当者までご連絡ください。

(2) 第三者への提供（以下のとおり行政機関へ提供する場合があります。）

項目	詳細
目 的	(ア) 当会社からの行政機関への事業報告 (イ) 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
項 目	氏名、連絡先等、申請書記載内容
手 段	電子データ、プリントアウトした用紙

※ 上記「目的」の「(イ)」を辞退される方は、当該事業担当者までご連絡ください。

◆ 個人情報は「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。

当要綱は、(公財) 東京都中小企業振興公社ホームページ (<http://www.tokyo-kosha.or.jp>) より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください

【支援対象外業種一覧】

業 種	摘 要
農業	左記業種については、原則利用不可 ※以下の事業については利用可 ・ 荒茶、仕上茶の製造業 ・ 蚕種製造業 ・ 蚕種製造の請負業かつ造加工設備を有するもの。 ・ 菌床栽培方式きのこ生産業 ・ かいわれ大根製造業 ・ 人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業
農業的サービス業	左記業種については、原則利用不可 ※以下の事業については、利用可 ・ 人工ふ卵設備を有するふ卵請負業 ・ 獣医業 ・ 家畜貸付業 ・ 園芸サービス業 ・ 蹄鉄修理業
林業	左記業種については、原則利用不可 ※以下の事業については、利用可。 ・ 木材伐出業及び木材伐出請負業 ・ 製造加工設備を有する製薪業（請負含む）と木炭製造業（請負含む）
狩猟業	全業種 利用不可
漁業	全業種 利用不可
水産養殖業	左記業種については、原則利用不可だが、加工まで一貫して行う真珠養殖業については、利用可。
卸売業のうち右に該当するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（「風営法」という）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業）を営むものは、利用不可。
小売業（飲食店を除く）のうち右に該当するもの	
物品賃貸業のうち右に該当するもの	
宿泊業のうち右に該当するもの	風営法第 2 条第 6 項第 4 号に規定する店舗型性風俗特殊営業（モーター、ラブホテル等）を営むものは、利用不可。
インターネット付随サービス業のうち右に該当するもの	風営法第 2 条第 8 項に規定する映像送信型性風俗特殊営業（アダルトサイト）を営むものは、利用不可。

業 種	摘 要
飲食業のうち右の① または②に該当する もの	① 風営法第 3 条の風俗営業の許可を受けているもののうち、社会的 批判をうける恐れのあるもの、または特に高級なものは、利用不可。 ② 風営法第32 条の深夜における飲食店の規制の適用を受けているも ののうち、特に高級なものは、利用不可。
特殊浴場業のうち 風俗関連営業	全業種 利用不可
娯楽業のうち 風俗関連営業	全業種 利用不可
競輪・競馬等の 競走場	全業種 利用不可
競輪・競馬等の 競技団	全業種 利用不可
パチンコホール	全業種 利用不可
ビンゴゲーム場	全業種 利用不可
射的場・スロット マシン場	全業種 利用不可
芸ぎ業	左記業種については、原則利用不可だが、置屋及び検番については、 利用可。
競輪・競馬等予想業	全業種 利用不可
場外馬券及び 車券売場	全業種 利用不可
芸ぎ周旋業	全業種 利用不可
興信所のうち身元調 査等個人のプライバ シーに係わる調査を 主に行うもの	全業種 利用不可
易断所・観相業	全業種 利用不可
相場案内業	全業種 利用不可
集金業・取立業	左記業種については、原則利用不可だが、公共料金またはこれに準ず るものに関する集金・取立業については、利用可。
学校	学校法人が経営するものは、利用不可。
宗教・政治・経済・文 化団体その他の非営 利事業及び団体	全業種 利用不可
上記の他、申請に係 る事業等の内容が、 本支援提供の適切さ	左記については利用不可 (例) 公社が連鎖販売取引、ネガティブ・オプション（送り付け商 法）、催眠商法、靈感商法などの、本支援の提供先として適切でないと

業 種	摘 要
について疑義を生じ させる恐れがあると 認められるもの	判断する業態を営むものである場合 （例）商品の販売等にかかる事業において、当該商品が健康や身体能力又はこれに準ずることがらについて、使用者の個性を問わず、優れた効用を有することを謳うものである場合